

相続税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表

このチェック表は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、適格者証明書の証明願に添付して提出してください。

農業委員会（提出用）

		農業相続人氏名				
チ ェ ッ ク 項 目			該 当 (該当番号)	非 該 当		
		(チェック項目のすべてについて「該当」となった場合に、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行を受けることができます。)				
被 相 続 人 要 件	次のいずれかに該当しますか。		は い ()	い い え		
	1 死亡の日まで農業を営んでいた。					
	2 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等の生前一括贈与をした。					
	3 死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は贈与税の納税猶予の特例の適用者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署にその旨の届出書を提出していた。					
	4 死亡の日まで特定貸付けを行っていた。					
農 業 相 続 人 要 件	相続人に該当しますか。		は い	い い え		
	次のいずれかに該当しますか。		は い ()	い い え		
	1 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行う（特例の適用を受ける農地等を取得した相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合はその相続人になります。相続人が未成年者であるときは、住居及び生計を一にする親族が農業経営を行う場合も含まれます。）。					
	2 贈与税の納税猶予の特例の適用者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため推定相続人の1人に対し農地等の全部につき使用賃借権を設定して、農業経営を移譲し、税務署にその旨の届出書を提出している。					
	3 贈与税の納税猶予の特例の適用者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署にその旨の届出書を提出している。 ※ 贈与者の死亡後も引き続き賃借権等の設定による貸付けを行うものに限りません。					
4 相続税の申告期限までに特定貸付けを行っている。						
特 例 農 地 等 要 件	次のいずれかの農地等に該当しますか。		は い ()	い い え		
	1 被相続人が農業の用に供していた農地等（農地法第32条又は第33条の規定による利用意向調査が実施され、農地法第36条の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を行った（行うこととなる）農地を除きます。）。 ※ 農地等に準農地がある場合には、準農地に該当する旨の市町村長の証明書の写しを添付してください。					
	2 贈与税の納税猶予の特例又は贈与税の納期限の延長の特例（昭和49年以前の制度）の適用を受けていた農地等。					
	3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始の年に被相続人から贈与を受けた農地等で、贈与税の納税猶予の特例の適用要件に該当する農地等。					
	4 被相続人が特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地。					
	5 被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等。					
	上記1、4、5の農地等は、申告期限までに分割しますか。				は い	い い え
	農地等が平成3年1月1日において特定市（裏面の下段表を参照してください。）にある場合、都市営農農地等（相続開始日において、その農地に係る生産緑地地区の都市計画の決定がされている農地に限りません。）に該当しますか。 ※ 特例の適用対象となる旨の市長等の証明書の写しを添付してください。				は い	い い え
特例の適用を受ける農地等の所在が分かる住宅地図等を添付していますか。		は い	い い え			

(裏面)

特例適用農地の作付け等状況

特例適用農地の明細				現在の作付け等状況	
物件番号	所在地	地目等	面積	作物の種類等	耕作をしている者(続柄等)
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		
6			m ²		
7			m ²		
8			m ²		
9			m ²		
10			m ²		
11			m ²		
12			m ²		
13			m ²		
14			m ²		
15			m ²		
16			m ²		
17			m ²		
18			m ²		
19			m ²		
20			m ²		

(記載方法等)

- 「物件番号」欄に記載する番号を証明願の「別表 特例農地等の明細書」の「番号」と同一にした場合には、「所在地」、「地目等」及び「面積」の各欄の記載を省略しても差し支えありません。
- 「作物の種類等」欄は、現在作付け中又は作付け予定の作物の種類を記載し、「耕作をしている者(続柄等)」欄は、耕作をしている者の氏名及び耕作をしている者との関係(続柄等)を記載してください。

(参考)

平成3年1月1日現在における中部圏の特定市	
愛知県 (26市)	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、知立市、高浜市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市
三重県 (2市)	四日市市、桑名市